



# 毎年10月1日は「浄化槽の日」です。

快適な生活環境を守るために単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を

「水資源 地域で守る  
浄化槽」

(令和3年度「浄化槽の日」標語 最優秀賞)

浄化槽の日は、浄化槽の適切な施工と維持管理等について定めている浄化槽法が、昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して、その当時の環境庁、厚生省、建設省の3省庁の呼びかけにより始められたものです。この「浄化槽の日」を中心に、浄化槽法の周知徹底と、合併処理浄化槽の普及促進を図ることを目的に、全国各地で浄化槽関連行事が行われています。

ごあいさつ

浄化槽の日は、浄化槽の適切な施工と維持管理等について定めている浄化槽法が、昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して、その当時の環境庁、厚生省、建設省の3省庁の呼びかけにより始められたものです。この「浄化槽の日」を中心に、浄化槽法の周知徹底と、合併処理浄化槽の普及促進を図ることを目的に、全国各地で浄化槽関連行事が行われています。

（公財）大分県環境管理協会 理事長 穴南 幸司

当協会は昭和55年に「し尿浄化槽の排水の水質検査」に対応すべく財団法人として発足し、昭和58年の浄化槽法の制定により、県内唯一の大分県知事指定の検査機関として浄化槽法に基づく検査の実施や、自然にやさしい合併処理浄化槽への転換促進等を図っていました。このような中、昨年度から改正浄化槽法が施行され、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進が図られることになりました。当協会としても、引

き続き関係行政機関や関係業界並びに会員の皆様と連携を強化し、浄化槽にかかる技術力の向上や有益な情報提供に努めまいります。特に、今年度からは、浄化槽管理士に対する研修がスタートします。当協会は、昨年10月に法人設立40周年という節目を迎えました。が、今後も県民の皆様から信頼される指定検査機関となるよう、これまで以上に大分県の水環境の保全ならびに公衆衛生向上のため、職員一丸となって精進してまいります。

コロナ禍で大変なご時世ではございますが、皆様方の、なお層のご理解・ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

（公財）大分県環境管理協会 会長（別府市長）長野 恭紘

平成12年の浄化槽法の改正に伴い、平成13年4月から浄化槽を新設する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

単独処理浄化槽は、トイレの排水のみを処理する設備であるため、台所や洗濯、風呂等からの生活排水は処理されないまま放流され、河川や海などを汚す原因となっています。一方、合併

処理浄化槽は、トイレの排水だけではなく、他の生活排水の全てを処理する設備であるため、河川等の水質汚濁の防止につながっています。

現在、大分県内の自治体では単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽に転換するための費用の一部補助を拡充するとともに、浄化槽の適正な維持管理の促進に力を入れています。

大分の「きれい」な水環境を創造し、次世代に引き継ぐため、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

**第2回 じょうかそう 大分県浄化槽 絵はがきコンテスト**

最優秀賞 3万円分の金券

浄化槽が生活の中でどのように役立っているのかみなさんにとって、興味と関心をもっていただくために実施いたします。

**副賞：最優秀賞 3万円分の金券** (最優秀賞ほか賞多数)  
大分県在住の方であればどなたでも参加可能です！奮って、ご応募ください！

募集締め切り：2022年1月14日(金)まで

詳しくは こちら → [http://www.oita-environment.or.jp](#)

もしくは 大分県環境管理協会 [http://www.oita-environment.or.jp](#)

QRコード

お問い合わせ

大分県浄化槽普及促進協議会 TEL(0977)66-1831 (公財)大分県環境管理協会 TEL(097)567-1855